

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 この法律の施行期日を平成十九年四月一日から公布の日に改めるものとすること。
- 二 労働保険の失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲の拡大のうち引下げに係る部分については、平成十九年四月一日から適用するものとすること。
- 三 労働保険料の納付等の期間について、平成十九年四月一日から雇用保険率を変更した日の前日までの日数分を延長するための措置を講ずるものとすること。
- 四 その他所要の整理を行うものとすること。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の修正内容について

修正ポイント

- ① 施行日を「平成19年4月1日」から「公布の日」に修正。
- ② 雇用保険の保険料率の引き下げを平成19年4月1日から遡及適用。
- ③ 労働保険(雇用保険・労災保険)の納付期限(注1)を延長し、保険料率引き下げ後50日間の納付期間を確保。

1 法案が平成18年度内に成立していた場合

4月1日(改正法の施行)

5月20日(注1)

50日

納付期限

保険料率の引き下げ
(16/1000→12/1000)

2 保険料率を遡及適用し、納付期限を延長する場合

4月1日 (改正法の公布、施行、保険料率の引下げ)

5月20日(注1)

○回(注2)

○日分

引き下げた保険料率
を年度当初から遡っ
て適用

保険料納付期限を、年度当
初から改正法の施行日の前
日までの日数分延長

50日

納付期限

保険料率の引下げ
(16/1000→12/1000)

注1 労働保険の保険料は、毎年度4月1日から5月20日まで(50日間)に、その年度の保険料を事業主が一括して納付。

注2 網掛け部分は雇用保険率が遡及適用される範囲。